

「農地を転用する」場合には まず農業委員会にご相談ください

◆「農地を転用する」とは？

人為的に農地を農地以外のものにすることを「農地転用」といいます。

農地を住宅、牛舎や倉庫などの農業用施設、資材置場や駐車場にするなど農地以外にする場合、また砂利を採取するなど一時的に農地以外とする場合も農地転用に該当します。

◆農地を転用するには農地法の許可が必要です

農地を転用するには、あらかじめ農地法第4条または第5条の規定に基づく許可を受ける必要があります。

ただし、市街化区域内の農地を転用する場合は、事前に農業委員会に届出をすることで、転用が可能になります。

◆申請から許可を受けるまでに期間を要します

農地を転用するには農業振興地域の「農用地区域でないこと」などの要件が必要です。

農地転用の申請は農業振興地域

の手続きが済んでからとなり、農地転用の手続きも、農業委員会の現地調査、総会審議を経て、内容によっては北海道農業会議へ意見聴取が必要など数箇月の期間を要します。

農地の転用をお考えの場合は、お早めに農業委員会にご相談ください。

農業振興地域って？

農業振興地域とは、長期間にわたり農業上の利用を図るべき地域として北海道が指定する地域で、幕別町では市街化区域を除くほぼ全域が農業振興地域に指定されています。

農業振興地域の中で、おおむね10年以上農業上の利用を確保すべきとされる土地として「農用地区域」が定められています。畑や農業用施設用地などは農用地区域に設定されており、補助事業の実施など、農業振興に必要な施策は農用地区域

であることが条件になります。その代わり、農用地区域内で住宅を建てるなど、農業以外の土地利用が制限されています。

農地転用の申請をする前に、住宅を建てる場合は農用地区域から除外する、農業用施設を建てる場合は用途を変更するなどの手続きが済んでからとなり、手続きに期間を要する場合があります。

農林課農政係が担当しています。

◆罰則があります

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可を受けていても、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合などは、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。隠れる

罰則の適用もあり、違反転用すると個人は3年以下の懲役または3百万円以下の罰金、法人の場合には1億円以下の罰金が科せられます（農地法第64条、第67条）。

農地法	第4条	第5条
許可が必要な場合	自分の農地を転用する場合	転用する者が農地、採草放牧地を転用するために売買等を行う場合
許可申請者	転用を行う者（農地所有者）	売主または貸主（農地所有者）と買主または借主（転用事業者）
許可権者	転用する面積が ・4ヘクタール以下 農業委員会会長（北海道農業会議の意見聴取が必要な場合もあります） ・4ヘクタール超 北海道知事	

※4ヘクタールを超える農地の転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議が必要です